

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 平成29年11月16日

措置結果告示日 平成30年 2月23日

佐倉市監査委員 山口 勉

佐倉市監査委員 松田 和哲

佐倉市監査委員 川名部 実

平成29年度財政援助団体等監査

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1. 補助金交付団体</p> <p>(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会に関する事項</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 危機的な財務状況への対応について(佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>佐倉市は佐倉市社会福祉協議会(以下、社協という。)に対して人件費の補助を行っているが、社協の赤字決算が常態化していることを理由として、平成29年度から人件費を増額している。</p> <p>しかし、社協の経営構造、会員増強策等からして赤字体質脱却のための抜本的対策とはなっていない。従来から社協は資金繰りが逼迫していることを理由として、社協の経理規程に沿った事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において 資金の一時繰替使用を行っており、同一会計年度内に返済し精算を行うなどの実態があるが、早急に財務内容の改善に取り組む必要がある。危機的な財務状況を社協として強く認識し、その改善にあたっては、収益事業等独自施策の拡大策及びコスト意識の醸成等抜本的改革をされたい。</p>	<p>1. 補助金交付団体</p> <p>(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会に関する事項</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 危機的な財務状況への対応について(佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>財務改善に向けた対応につきましては、平成28年度に作成した経営改善計画に基づき、理事会のリーダーシップのもと、職員のコスト意識の醸成等を図り、経費削減と収入増強の両面からの対策に着手しております。</p> <p>今後も引き続き、危機的な状況からの脱却を目指して改革に取り組んで参ります。</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>イ 意見</p> <p>(ア) ボランティア活動助成について (佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>ボランティア団体の活動促進を図るため、同団体へ助成金を支出しているが、ボランティア活動助成事業の目的は、ボランティア活動の育成にあることから、ボランティア団体の登録について、その可否決定は、社協の事業方針を踏まえた基準を定め、活動内容を精査し、助成金の支出が固定化、硬直化することのないよう、意識して行われたい。</p> <p>また、今後は、地域福祉の向上にいかに関与しているかの評価制度を設けて、助成金の有効性を判定されたい。</p> <p>(イ) 地域福祉ネットワーク推進事業における助成金の在り方について (佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>地域福祉ネットワーク推進事業について、社協の事業運営方針、事業計画を踏まえ、地区社会福祉協議会 (以下、地区社協という。) を含む統括管理を徹底するとともに、会費収入の6割を還元している地区社協に対する助成金の有効性及び事業評価を社協において実施されたい。</p> <p>(ウ) 佐倉市社会福祉協議会に対する指導監督について (社会福祉課)</p> <p>社協は事業推進にあたり、市内14の地区社協に対し会費収入の6割を還元して事業活動を行っている。しかし、地区社協の活動に対する評価、市の施策との関連付けが希薄なまま資金提供をしている状況が垣間見られる。</p> <p>佐倉市は、補助金を支給している立場から、市が目指す地域の福祉施策を社協の事業計画</p>	<p>イ 意見</p> <p>(ア) ボランティア活動助成について (佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>ボランティア団体の登録につきましては、ボランティア登録要領にて基準を定め、設立趣旨等を確認の上、登録可否の決定を行っております。</p> <p>また、ボランティア活動助成につきましては、ボランティア活動助成金交付規程に基づき、地域福祉の推進に貢献するボランティア団体に対し、活動内容を助成金対象選考委員会において精査の上で行っているところでございます。</p> <p>今後は、さらに助成金が有効に活用されるよう、活動内容の評価方法について 検討して参ります。</p> <p>(イ) 地域福祉ネットワーク推進事業における助成金の在り方について (佐倉市社会福祉協議会)</p> <p>地域福祉ネットワーク推進事業につきましては、「地域共生社会」の実現を目指す社協の事業基本方針に基づき、第5次地域福祉活動計画 (ともに歩むふくしプランⅢ) を策定し、社協と地区社協の連携の在り方や各々の役割を明確にして、ともに力を合わせて実践しております。</p> <p>今後は、地区社協に対する助成金の有効性及び事業評価の方法につきまして検討して参ります。</p> <p>(ウ) 佐倉市社会福祉協議会に対する指導監督について (社会福祉課)</p> <p>佐倉市は社協へ補助金を支出している立場から、補助金の趣旨、目的を踏まえつつ、佐倉市が目指す地域の福祉施策が社協の事業計画に反映され、また、その評価が行えるよう社協と検討してまいります。</p> <p>資金提供の在り方につきましても、社協の独自性を踏まえながら、地域福祉が推進できるよ</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>に反映させ、その結果を適正に評価すべきである。そのためには、地区社協を含む統括管理の体制を早急に整備するとともに、今後は市の施策展開に即した資金提供の在り方を検討されたい。</p> <p>(エ) 社会福祉センターに関する費用負担の在り方について (社会福祉課)</p> <p>社協が保有する社会福祉センターの一部は佐倉市が無償で使用し、他方、2階部分等を使用している社協の水道光熱費、電話代、建物修繕費等センターの維持に要する費用は市が全額負担している。土地、建物の保有及び利用形態について賃貸借契約等法的手続き及び今後発生が見込まれる老朽化対策等を含む費用負担の在り方について透明性をもって再検討されたい。</p> <p>(2) 公益社団法人 佐倉市観光協会に関する事項 ア 意見 (ア) 日本遺産認定を受けての観光振興について (佐倉市観光協会、産業振興課)</p> <p>佐倉市は、平成28年度に日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」に認定された。このことは、市の観光資源をアピールする好機と捉えるべきである。</p> <p>しかし、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画では、日本遺産の認定に関する事業がなく、佐倉市及び佐倉市観光協会(以下、観光協会という。)とも日本遺産への取組が希薄であることから、早急に対応策を講じられたい。</p>	<p>う社協に検討を依頼いたします。</p> <p>(エ) 社会福祉センターに関する費用負担の在り方について (社会福祉課)</p> <p>佐倉市社会福祉協議会が保有する社会福祉センターの賃貸借契約等法的手続き及び今後発生が見込まれる老朽化対策等を含む費用負担の在り方について、関係各課と調整を図りながら社協と検討してまいります。</p> <p>(2) 公益社団法人 佐倉市観光協会に関する事項 ア 意見 (ア) 日本遺産認定を受けての観光振興について (佐倉市観光協会)</p> <p>日本遺産認定に伴う事業の実施につきましては、これまで新たな観光マップの作成や商工会議所と合同で幟旗の作成を行ってまいりました。また、今年度は、市や地元商店会と合同で、サムライ体験ツアーの実施に向けて準備を進めております。</p> <p>今後は更に、協会においても、市や地元事業者と連携を図り、佐倉市独自の日本遺産ピーアールのための事業実施について検討を進めてまいります。</p> <p>(産業振興課)</p> <p>佐倉の城下町が日本遺産に認定されたことは、市の歴史的観光資源をPRするための大きな契機になるものと認識しております。</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(イ) 観光振興への取組み強化について(佐倉市観光協会、産業振興課)</p> <p>観光協会は、市の観光振興の中心を担うべき団体であり、そのために公費による助成を受けている点を十分に踏まえた上、観光振興に積極的に取り組まれない。</p> <p>また、観光協会は常勤職員が1名と脆弱で、財務内容も厳しい状況にある。さらに、観光事業としては年数回開催されるイベントに頼り過ぎている。市は、観光振興の基本方針と包括的事業計画を定めた上で、観光協会の役割を明確にし、観光協会が施策展開に寄与し得るよう補助金の在り方を見直すなど、観光協会の財務体質を改善するための抜本的対策を講じられたい。</p>	<p>市としましては、県や北総4市から構成される日本遺産活用協議会において合同で事業を行っているほか、今年度は、主に外国人を対象とした日本文化体験イベントの実施(時代まつり開催時に同時実施)や、来春開催予定のサムライ体験ツアーの準備を行っているところでございます。</p> <p>今後は、観光協会と更に連携を密にし、日本遺産周知のための取組を実施してまいります。</p> <p>(イ) 観光振興への取組み強化について(佐倉市観光協会)</p> <p>市の指導のもとに、市民・企業・各種団体等と連携して、より一層の「観光佐倉」を推進し当協会の役割を確実に果たしていけるよう、体制の整備に努めるとともに、引き続き当協会自主財源の確保に努めるため収益事業の充実を図ってまいります。</p> <p>特に、佐倉ふるさと広場管理棟「佐蘭花」が今年度中に改修され、売店面積も増えることから、佐倉ふるさと広場における事業(売店事業、レンタサイクル事業等)の充実を図り、年間を通して来場者が訪れる施設となるよう、サービスの向上にも努めてまいります。</p> <p>(産業振興課)</p> <p>市の観光施策を推進していくためには、行政の力だけではなく、観光協会の積極的な活動と、更なる緊密な連携が必要であると考えております。</p> <p>そのため、観光協会の体制強化を図るための職員派遣の検討や、産業振興ビジョンに基づく市の観光施策における基本方針、及び包括的事業計画の策定に向けた取組を早急に行ってまいります。</p> <p>その上で、観光協会が行う自主財源確保のための取組に対する新たな支援方法などについて</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(ウ) 佐倉市観光協会に委託している舟運事業の在り方について（産業振興課）</p> <p>佐倉市が購入した小型船舶2艘を印旛沼周辺地域の舟運事業として観光協会に無償で貸し付け、渡し運航、貸切船の運航、乗合船の運航にあてているが、乗船料は市の歳入となっている。観光協会は船舶の維持管理及び運航を市から委託されているために乗船料が市の歳入となっているが、これでは船舶を運航する際の企画や経営努力等が観光協会の収益とはならず、その結果、経営上の責任も定かではない。観光協会の経営努力が報われる舟運事業の在り方について検討されたい。</p> <p>2 出資団体</p> <p>(1) 公益財団法人 佐倉国際交流基金に関する事項</p> <p>ア 意見</p> <p>(ア) 財源の確保策としての事業の拡充について（佐倉国際交流基金）</p> <p>平成28年度決算書の収支計算書によると、佐倉国際交流基金（以下、基金という。）の収益の柱は、基本財産運用収入と事業収入の2本である。</p> <p>しかし、基本財産運用収入は、近時、運用利率が低迷していることを反映して、前年比1,942,099円減の3,259,972円にとどまっている。その結果、従前開催されてきた佐倉・国際交流のつどいが中止に追い込まれるなど、計画通りの事業が遂行できない事態が生じている。</p> <p>今後も大幅な金利の上昇が見込まれないことから、基金の事業を継続するためには、事業の拡充による事業収入の増加など、基本財産運用収入に頼らずに収益を上げる仕組みを作り上げる努力をされたい。</p>	<p>て、検討を進めてまいります。</p> <p>(ウ) 佐倉市観光協会に委託している舟運事業の在り方について（産業振興課）</p> <p>市が平成27年度に国の交付金を活用して購入した小型船舶2艇を活用しての舟運事業につきましては、現在業務委託という形態により実施しておりますが、今後は、観光協会とも協議を行うとともに、当該小型船舶が印旛沼周辺地域の観光に更に寄与できるよう、舟運事業の効果的な運用方法について、在り方そのものを含めて検討を進めてまいります。</p> <p>2 出資団体</p> <p>(1) 公益財団法人 佐倉国際交流基金に関する事項</p> <p>ア 意見</p> <p>(ア) 財源の確保策としての事業の拡充について（佐倉国際交流基金）</p> <p>基本財産運用収入の今後の見込みを踏まえ、事業収入を含め、基金事業の内容について、市とも連携しながら検討してまいります。</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(イ) 佐倉国際交流基金事業への積極的な関与について (広報課)</p> <p>基金を所管する広報課は、基金の出資者として、基金が計画・実施する個々の事業への関与のほか、事業改革の提言を積極的に行うとともに、今後増加が見込まれる市内在住の外国人の生活支援事業の一層の拡充強化に向け、委託事業の見直しをされたい。</p>	<p>(イ) 佐倉国際交流基金事業への積極的な関与について (広報課)</p> <p>国際交流基金事業については、相互連携を一層推進し、連絡調整をさらに密にまいります。</p> <p>また、市としては、外国人の日本語学習を支援するボランティアの養成を図りますとともに、国際交流基金への委託事業についても、その拡充について、検討してまいります。</p>